

別記様式(第7条関係)

第4回富士川町水道料金等審議会 会議録

- 1 会議の名称 富士川町水道料金等審議会
- 2 会議日時 平成28年 9月26日(月)午後 7時30分から
午後 9時40分まで
- 3 開催場所 富士川町役場本庁1階会議室
- 4 出席者数 委員 12名 (欠席者1名)
- 5 傍聴人数 0名 (傍聴人定員 20名)
- 6 議題 答申の内容について
- 7 審議会内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
審議会条例第6条の規定により、会長が議長となり議事進行を行う
 - (3) その他
- 8 発言の内容
 - (1) 上下水道料金改定案について
事務局(説明)
「上水道料金改定案について」説明。

委員(質問)

料金改定を2段階で分けると、平成29年、30年、31年で10%値上げして、平成35年度以降を見越してさらに10%の値上げをするのか。

事務局(回答)

いまのところ、3年間ごとの継続的な値上げについては考えていません。一

番最初の審議会で説明しましたとおり、20%の値上げをしないと長期的な経営計画の中で財政的に厳しい。20%を一気に値上げすることは、難しいので2段階に分けております。平成32年度で20%上げた後は、状況をみながら判断していくしかないと思います。3年毎に値上げしていくということではありません。値上げをする場合には審議会にかけて審議すると思います。

委員（質問）

これまでの説明の中で、今後石綿管の布設替え等、様々な修理が発生していく中で20%の値上げは理解できるが、3年後の10%上げていくというように表現するのではなく、4年間で20%と表現したらどうか。

委員（質問）

この審議会で審議する上で、「平成32年4月分からさらに平均10%の改定を実施。」という文言はいらぬのではないか。

事務局（回答）

答申を出す中で、文言についても検討していただきたいと思います。

委員長

いきなり20%上げるのは難しいと思うので、2段階に分けるという表現をとったと思う。他に意見はありますか。

委員（質問）

近い将来20%という文言は、答申の文言のなかで表現したら良いと思う。

事務局（回答）

答申の内容については、審議会の意見を勘案して作成していく、作成した上で審議していただきたいと思います。表現については、色々な意見を頂ければありがたいと思います。

委員長

当審議会で決めることは、平成29年4月からの改定についてで、それ以降については、新しい審議会での審議によることよろしいか。

事務局（回答）

町の立場としては、20%という目標がありますので、審議していただければと思います。

委員長

平成29年度の答申の案については、協議をすすめていただいて、それ以降については、方向性を示していきたいと思う。最終的に、答申の内容について、どういう文言でもって、答申をまとめるかについては、これから協議したいと思う。

事務局（説明）

「簡易水道料金改定案について」説明。

委員（質問）

最終的には、平成35年に上水道と料金が一緒になるが、平成33年に基本料金が上水道と一緒になるが、平成33年で一度に値上げせずに、4段階で平成35年に上げるのは何故か。

事務局（回答）

前回の会議の中で、簡易水道の使用料は値上げ幅が非常に大きいというご意見を頂いて、事務局の中でいろいろ検討した結果、先に基本料金を合わせて、次に従量料金を段階的にあげていくということで上水道と同じような値上げ幅を示しました。

委員（質問）

段階的に値上げする方法でよいと思うが、上水道に合わせるというところが、平成35年に合わせるということであれば、3段階に上げるほうが良いのでは。

事務局（回答）

平成35年には、統一料金になるのですが、ご意見をいただければ、意見に沿う形の答申を考えていきたいと思えます。

委員（質問）

平成31年度までの料金については、この審議会で数字を示したとしても、今後料金を改定する場合も審議会を開催するのか。

事務局（回答）

開催します。

委員長

先ほども申し上げた通り、ここで決定するのは、平成29年度までの料金改定である。

委員（質問）

平成29年度では、一般的な家庭でどれくらい使うのかはわかるか。

事務局（回答）

そもそもの料金体系が上水道と簡易水道で異なっておりますので、基本的な考え方は、引き上げ額に上限を設けて、上限にならないように平均的に値上げしております。平均的な使用量はすぐにはでてきませんが、本日の資料にある1か月24m³が通常使用する数値だと思います。

委員（質問）

簡水については、地区に持ち帰って話し合ってもらって、場合によっては役場の職員が来て説明してもらおうという話があったが、実際にしているのか。

事務局（回答）

穂積地区については資料を頂きたいという意見があり、十谷地区については職員に説明してほしいという意見がありましたが、審議会の審議の途中で説明をすることはできないという結論に至りました。各地区の区長さんには、答申がかたまった後に、答申内容について区民の皆様に説明に伺いたい。まだ地区への説明はできない状態です。

委員（質問）

7年というスパンは料金を改定するには長すぎるのではないかと、4年くらいにしてはどうか、答申の文言に謳うことは可能か、今回は簡水の料金の統一に重点を置いた方が良いのではないかと。

事務局（回答）

まず上限を設けて上水道の基本料金に近づけ、次に従量料金を改定し、最終的には上水道料金と同じにするという3段階方式が良いと思います。

委員長

上水道料金の20%値上げを32年度、簡易水道が同じレベルに到達するのが、35年、最終的なことは分からないが、35年に上水道料金を値上げということになれば、上水道と簡易水道の差が縮まらないという懸念はある。

事務局（回答）

簡易水道料金を上水道料金に近づける期間についてご意見を頂きたいと思いません。

委員（質問）

簡水は平成33年度に料金を合わせてしまったほうが良いのではないかと、また上水道は企業会計、簡易水道は特別会計で行っている違いがあり、配水池の状況も異なるので、料金を近づけることに対して混乱が生ずる恐れがある。料金の改定時期を早めたほうが良いのでは。

事務局（回答）

事務局としても35年が33年になるのは有りがたい。その方向で答申に反映したいと思う。

委員（質問）

料金を同じにすると、会計母体も一本化できないか。

事務局（回答）

国の方針等を踏まえながら、今後の検討になる。

委員長

負担を受ける側については、恩恵も受けられるように配慮してほしいと思います。上水道と簡易水道の料金を早期に合わせるという話の中で、当初平成35年で合わせるとしたところを、上水道は平成32年度で、簡易水道は平成33年度で目標の20%という数字まで到達できるような方向性を示していくことで進めていきたい。

委員（質問）

簡易水道の加入金については、県内の他地域に比べて全体的に高くはないか。

事務局（回答）

他市町村と比べると安いです。

事務局（説明）

「下水道料金改定案について」説明。

委員からの質問等なし。

事務局（説明）

「答申案について」説明。

委員（質問）

答申（案）については、あと1回審議する場を設けるのか。

事務局（回答）

10月に審議会を開催いたしまして、答申案を提示します。文言について意見があれば、その場で訂正します。そして、清書したものの提出したいと思います。

委員（質問）

答申には、料金表も載せるのか。

事務局（回答）

料金表は載せません。文章で載せます。答申の事務局（案）を作成するので、次回審議します。

委員（質問）

一町民という感覚でみると、値上げありきの答申だと受け入れてもらえないのではないか、値上げをする根拠も盛り込んで、バランスを取ってほしい。

事務局（回答）

審議会の意見として答申に盛り込んでいきたいと思います。

委員（質問）

答申の内容を地域の人々に説明しても、恐らく通らないのではないか。町は人口を増やしていくことを目標にしているが、水道については逆を言っていると思う。水道事業で儲かっているところがあるのであれば、教えてもらいたい。あくまで審議会なのだから、内容のいかんによっては決められないことを答申に謳ってもよいと思う。

委員長

答申案には、先ほどの意見も踏まえながら、大変だと思うが、まとめていただきたい。

事務局（回答）

いままで頂いた意見を盛り込みながら、事務局で検討したいと思います。

（2）その他

次回の日程は10月21日を予定します。

以上

